



目 次

告 示	ページ
◎告示（高知県漁業調整規則によるさんご漁業の許可等の制限措置）の一部改正（漁業管理課）	1
◎告示（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業及びもじゃこ漁業の許可等の制限措置）の一部改正（ " ）	1
○告示（令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部改正（ " ）	1
○告示（令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部改正（ " ）	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出（10件）（経営支援課）	1
○令和3年度高知県臨時種畜検査の実施（畜産振興課）	5
○土砂災害警戒区域の指定（防災砂防課）	5
○土砂災害特別警戒区域の指定（ " ）	5
○道路の区域変更（2件）（道 路 課）	5
○道路の供用開始（ " ）	6
公 告	
○県営土地改良事業に係る換地計画の定め（2件）（農業基盤課）	6
○都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画課）	6

告 示

高知県告示第35号の2

令和2年12月高知県告示第931号（高知県漁業調整規則によるさんご漁業の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。  
令和4年1月19日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

1の表中「183」を「176」に改める。

3中「令和3年1月15日」を「令和4年1月15日」に改める。  
4の(2)中  
「カ 幡多郡大月町朴崎から真方位200度0分の線、北緯32度41分の線及び東経122度56分の線に囲まれた区域」を  
「カ 幡多郡大月町朴崎から真方位200度0分の線、北緯32度41分の線及び東経122度56分の線に囲まれた区域  
キ 北緯32度37分の線、東経133度0分の線及び北緯32度40分の線に囲まれた区域  
ク 北緯32度33分の線及び東経132度51分の線に囲まれた区域」に改める。

高知県告示第35号の3

令和3年2月高知県告示第139号（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業及びもじゃこ漁業の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。  
令和4年1月19日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

1の(1)の表中「周年（知事が指定する日から6月30日までの間において50日を限度として知事が指定する期間）」を「2月1日から6月30日まで」に改め、1の(2)を次のように改める。  
(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし  
2の(1)の表中「周年（知事が指定する日から6月30日までの間において50日を限度として知事が指定する期間）」を「2月1日から6月30日まで」に改め、2の(2)を次のように改める。  
(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし

高知県告示第35号の4

令和3年3月高知県告示第233号（令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部を次のように改正する。  
令和4年1月19日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

2中「85.9トン」を「104.2トン」に改め、2の(10)中「8.9トン」を「17.491トン」に改め、2の(11)中「4.5トン」を「8.796トン」に改め、2の(12)中「5.6トン」を「11.013トン」に改める。

高知県告示第60号の2

令和3年3月高知県告示第233号（令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部を次のように改正する。  
令和4年1月21日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

2の(10)中「17.491トン」を「58.811トン」に改める。

3の(10)中「2.2トン」を「4.33トン」に改める。

高知県告示第79号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年2月1日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

(1) 届出者の名称及び住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス土佐蓮池店  
土佐市蓮池1163番地ほか

(3) 変更した事項

- ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃  
(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃  
(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

(4) 変更年月日

令和3年8月24日

(5) 変更理由

設置者及び小売業者の代表者の変更のため

2 届出年月日

令和3年12月27日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課  
土佐市役所

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
(4) 意見の内容

**高知県告示第80号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年2月1日

高知県知事 濱田 省司

## 1 届出の概要

## (1) 届出者の名称及び住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

## (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス須崎店  
須崎市桐間南93番地ほか

## (3) 変更した事項

- ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前)株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃  
(変更後)株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前)株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃  
(変更後)株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

## (4) 変更年月日

令和3年8月24日

## (5) 変更理由

設置者及び小売業者の代表者の変更のため

## 2 届出年月日

令和3年12月27日

## 3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課  
須崎市役所

## 4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
(4) 意見の内容

**高知県告示第81号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年2月1日

高知県知事 濱田 省司

## 1 届出の概要

## (1) 届出者の名称及び住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

## (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス宿毛店  
宿毛市宿毛1496-1

## (3) 変更した事項

- ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前)株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃  
(変更後)株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前)株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃  
(変更後)株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

## (4) 変更年月日

令和3年8月24日

## (5) 変更理由

設置者及び小売業者の代表者の変更のため

## 2 届出年月日

令和3年12月27日

## 3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課  
宿毛市役所

## 4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏

- 名  
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
(4) 意見の内容

**高知県告示第82号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年2月1日

高知県知事 濱田 省司

## 1 届出の概要

## (1) 届出者の名称及び住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

## (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス具同店  
四万十市具同宇西五反田2603番ほか

## (3) 変更した事項

- ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前)株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃  
(変更後)株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前)株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃  
(変更後)株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

## (4) 変更年月日

令和3年8月24日

## (5) 変更理由

設置者及び小売業者の代表者の変更のため

## 2 届出年月日

令和3年12月27日

## 3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課  
四万十市役所

## 4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

**高知県告示第83号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年2月1日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称及び住所  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス中村店  
四万十市右山2035番25ほか
- (3) 変更した事項  
ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃  
(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭  
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃  
(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

(4) 変更年月日

令和3年8月24日

(5) 変更理由

設置者及び小売業者の代表者の変更のため

2 届出年月日

令和3年12月27日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課  
四万十市役所

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

**高知県告示第84号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第6条第2項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年2月1日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
- (2) 届出者の住所  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス土佐蓮池店  
土佐市蓮池1163番地ほか
- (4) 変更しようとする事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
ドラッグコスモス土佐蓮池店	午前10時	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
ドラッグコスモス土佐蓮池店	午前9時	午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで  
(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

(5) 変更年月日

令和4年1月1日

(6) 変更理由

営業政策のため

2 届出年月日

令和3年12月27日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課  
土佐市役所

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

**高知県告示第85号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第6条第2項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年2月1日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
- (2) 届出者の住所  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス須崎店  
須崎市桐間南93番地ほか
- (4) 変更しようとする事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻

ドラッグコスモス須崎店	午前10時	午後10時
-------------	-------	-------

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
ドラッグコスモス須崎店	午前9時	午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで  
(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

(5) 変更年月日  
令和4年1月1日

(6) 変更理由  
営業政策のため

2 届出年月日  
令和3年12月27日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課  
須崎市役所

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

**高知県告示第86号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第6条第2項の規定による届出があつたので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年2月1日

高知県知事 濱田 省司

## 1 届出の概要

(1) 届出者の名称  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

(2) 届出者の住所  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビル

ルS館4階

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス宿毛店  
宿毛市宿毛1496-1

(4) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
スーパードラッグコスモス宿毛店	午前10時	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
スーパードラッグコスモス宿毛店	午前9時	午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで  
(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

(5) 変更年月日  
令和4年1月1日

(6) 変更理由  
営業政策のため

2 届出年月日  
令和3年12月27日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課  
宿毛市役所

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

**高知県告示第87号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第6条第2項の規定による届出があつたので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小

売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年2月1日

高知県知事 濱田 省司

## 1 届出の概要

(1) 届出者の名称  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

(2) 届出者の住所  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス具同店  
四万十市具同字西五反田2603番ほか

(4) 変更しようとする事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
ドラッグコスモス具同店	午前10時	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
ドラッグコスモス具同店	午前9時	午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで  
(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

(5) 変更年月日  
令和4年1月1日

(6) 変更理由  
営業政策のため

2 届出年月日  
令和3年12月27日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課  
四万十市役所

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

**高知県告示第88号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第6条第2項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年2月1日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
- (2) 届出者の住所  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス中村店  
四万十市右山2035番25ほか
- (4) 変更しようとする事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
ドラッグコスモス中村店	午前10時	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
ドラッグコスモス中村店	午前9時	午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

- (5) 変更年月日  
令和4年1月1日
- (6) 変更理由  
営業政策のため

- 2 届出年月日  
令和3年12月27日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課  
四万十市役所
- 4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

**高知県告示第89号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号に規定する令和3年度高知県臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

令和4年2月1日

高知県知事 濱田 省司

検査の場所		検査の期日
高岡郡 佐川町	高知県畜産試験場	令和4年3月11日 午後2時から午後3時まで

- 備考
- 1 検査を受けなければならない種畜は、疾病その他やむを得ない事由によって令和3年度定期種畜検査を受けることができなかった家畜の雄であって、県内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供するものとする。
  - 2 検査の当日に提出しなければならない書類は、次のとおりとする。
    - (1) 受検家畜の血統、能力及び経歴を証明する書類
    - (2) 種付台帳又は家畜人工授精簿
    - (3) 前年度に定期種畜検査を受検しているときは、その種畜証明書

**高知県告示第90号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中

央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年2月1日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
IV - 410001	九頭ファミリー一団地	高岡郡日高村九頭（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第91号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年2月1日

高知県知事 濱田 省司

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
IV - 410001	九頭ファミリー一団地	高岡郡日高村九頭（別紙図面のとおりに）	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第92号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年2月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐一宮停車場一宮
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市一宮東町一丁	前	6.4 }	266

目1601番1から 高知市一宮中町三丁目 目1697番7まで		12.4	
	後	10.1 }	266
		16.8	

高知県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年2月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宗呂中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市有永字駒木谷1090番4から 土佐清水市有永字中ノ山1091番21まで	前	5.5 }	87
	後	6.1 }	87
		18.4	

高知県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年2月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宗呂中村
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐清水市有永字駒木谷1090番4から 土佐清水市有永字中ノ山	87	令和4年2月1日

1091番21まで		
土佐清水市有永字黒ノ瀬1089番2から 土佐清水市有永字黒ノ瀬1089番8まで	178	令和4年2月1日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業三里地区（三里換地区）に係る換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年2月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 換地計画書の写し
  - (2) 現形図及び換地区
- 2 縦覧期間  
令和4年2月1日から同年3月3日まで
- 3 縦覧場所  
四万十市役所
- 4 その他  
この換地計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。  
また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業北川地区（小島換地区）に係る換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年2月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 換地計画書の写し
  - (2) 現形図及び換地区
- 2 縦覧期間  
令和4年2月1日から同年3月3日まで
- 3 縦覧場所  
北川村役場
- 4 その他

この換地計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により室戸市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和4年2月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類  
室戸都市計画公園
- 2 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課